資　料　２

認可・確認に係る基準条例について

１　新制度に伴い豊田市で制定が必要となる基準等条例

<table>
<tr><th colspan="3">施設・事業</th><th>設備・運営基準条例
（認可基準）</th><th>運営基準条例
（確認基準）</th><th>設備運営基準条例</th></tr>
<tr><td rowspan="4">教育保育施設</td><td rowspan="2">認定こども園</td><td>幼保連携型</td><td>○</td><td rowspan="8">○</td><td></td></tr>
<tr><td>上記以外の３類型</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">幼稚園</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">保育所</td><td>○※</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">地域型保育事業</td><td colspan="2">家庭的保育事業</td><td rowspan="4">○</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">小規模保育事業</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">居宅訪問型保育事業</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業所内保育事業</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">放課後児童健全育成事業</td><td></td><td></td><td>○</td></tr>
</table>

※保育所認可基準条例は制定済み

○上記の施設・事業に関する基準条例以外にも、保育の必要性認定基準、費用・利用者負担等について条例・規則・要綱等の制定が必要となる。

２　条例の制定

国の省令に基づき、自治体が条例を制定する。ただし、内容により条例制定範囲が異なる。条例制定範囲は、以下の３つに分類される。

従うべき基準	必ず国の基準に適合しなければならない基準。当該基準に従う範囲内でのみ、地域の実情に応じた内容を定めることができる。
標準	国の基準によるべきだが、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることができる。
参酌すべき基準	地域の実情に応じた内容を定めることができる。

３　条例制定にあたっての対応

・現時点では、国からは、各基準省令の案が示されていますが、これらは今後の大幅な変更の可能性もあるとされており、詳細な検討に入ることが困難な状況となっています。

・今部会では、本市が待機児童対策として推進している、幼保連携型認定こども園の認可基準について、「職員配置」と「居室面積」の基準にポイントを絞って協議いただきます。

◎制定済みの保育所認可基準条例の概要

本市では、主に以下の項目において独自基準を制定している。

項目	省令		市条例
職員配置	０歳児　３人につき１人 １、２歳児　６人につき１人 ３歳児　２０人につき１人 ４、５歳児　３０人につき１人	従うべき基準	０歳児　３人につき１人 １、２歳児　５人につき１人 ３歳児　１５人につき１人 ４歳児　２８人につき１人 ５歳児　３０人につき１人
居室面積	０、１歳児 ほふく前　１人当たり 1.65 ㎡以上 ほふく後　１人当たり 3.3 ㎡以上 ２歳児以上 １人当たり 1.98 ㎡以上	従うべき基準	０、１歳児 １人当たり 3.3 ㎡以上 ２歳児以上 １人当たり 1.98 ㎡以上

◎現時点での幼保連携型認定こども園の基準省令

項目	概要	従う又は参酌
職員配置	０歳児　３人につき１人 １、２歳児　６人につき１人 ３歳児　２０人につき１人 ４、５歳児　３０人につき１人	従うべき基準
居室面積	０、１歳児 ほふく前　１人当たり 1.65 ㎡以上 ほふく後　１人当たり 3.3 ㎡以上 ２歳児以上 １人当たり 1.98 ㎡以上	従うべき基準

☞協議のポイント

・職員配置・居室面積の基準については、保育所と同等に市の独自基準を設定することが考えられます。

・しかし、現行の幼稚園の基準では、１学級３５人以下とされていますが、私立幼稚園の大半が２０人前後のクラスで運営しているのが現状です。

・そのため、特に３歳児において保育所と同等の基準を設定すると、私立幼稚園を希望している家庭が入園できる枠が減ってしまうこと、私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行が促進されないおそれがあることから、慎重な対応が必要となります。